

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	○ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	……………	高 校 教 育 室	1 頁
	○ 三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例	……………	ス ポ ー ツ 振 興 室	1 頁
	○ 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例	……………	ス ポ ー ツ 振 興 室	4 頁
	○ 三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例	……………	ス ポ ー ツ 振 興 室	8 頁
	○ 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例	……………	ス ポ ー ツ 振 興 室	11 頁
	○ 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例	……………	生 涯 学 習 室	14 頁

### お 知 ら せ

平成17年6月28日付け三重県公報号外により三重県立高等学校条例の一部を改正する条例(三重県条例第58号)、三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例(三重県条例第59号)、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例(三重県条例第60号)、三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例(三重県条例第62号)、三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例(三重県条例第63号)及び三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例(三重県条例第64号)が、次のように公布されました。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例を、ここに公布します。

平成十七年六月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

#### 三重県条例第五十八号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一位置の欄中「度会郡南島町」及び「度会郡南勢町」を「度会郡南伊勢町」に、「北牟婁郡紀伊長島町」を「北牟婁郡紀北町」に改める。

附 則

この条例中別表第一位置の欄の改正規定(「北牟婁郡紀伊長島町」を「北牟婁郡紀北町」に改める部分を除く。)は平成十七年十月一日から、同欄の改正規定(「北牟婁郡紀伊長島町」を「北牟婁郡紀北町」に改める部分に限る。)は同月十一日から施行する。

三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例を、ここに公布します。

平成十七年六月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

#### 三重県条例第五十九号

三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例

三重県営総合競技場条例(昭和三十二年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 総合競技場の管理は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事、出納長並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委

員は、主として総合競技場の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

第十三条を削り、第十二条を第二十五条とする。

第十一条の見出しを「（利用料金の収入）」に改め、同条第一項中「前条第一項の規定により総合競技場の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十八条とし、同条の次に次の六条を加える。

（利用料金の納入）

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により総合競技場の施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（原状回復義務）

第二十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第一百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなつた総合競技場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第二十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により総合競技場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を原に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、総合競技場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第八条から第十条までを削る。

第七条の見出し中「使用者等」を「利用者等」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「総合競技場の施設等の保全その他」を削り、「当該職員に、使用者」を「利用者」に改め、「関係者」の下に「（第二十三条において「利用者等」という。）」を加え「させることが」を「することが」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用の制限等）

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
  - 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
  - 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
  - 四 暴力団の利益になると認められるとき。
  - 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
  - 六 公益上必要があると認められるとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、総合競技場の管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した総合競技場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

第六条の見出し中「使用権」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用する権利を」を「総合競技場の施設等を利用する権利を他人に」に改め、同条を第十五条とする。

第五条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「使用」を「利用」に、「教育委員会」を「あらかじめ指定管理者」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

第五条第二項中「教育委員会は、」を「指定管理者は、その利用が」に、「与えない」を「与えないことができる」に改め、同項第一号中「あるとき」を「あると認められるとき」に改め、同項第二号中「施設等」を「総合競技場の施設等」に、「あるとき」を「あると認められるとき」に改め、同項第三号中「その他総合競技場の設置目的に反する」を「前三号に掲げる場合のほか、総合競技場の管理上支障がある」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

第五条第三項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「施設等」を「総合競技場」に、「あるとき」を「あると認めるとき」に改め、同条を第十四条とする。

第四条の見出しを（利用時間）に改め、同条中「使用時間」を「利用時間」に、「及び体育館別館」を「体育館別館及びトレーニングセンター」に、「教育委員会が特に必要」を「指定管理者は、特に必要がある」に改め、「ときは」の下に「教育委員会の承認を受けて」を加え、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（休業日）

第十三条 総合競技場の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）

二 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

第三条の次に次の八条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二条に規定する事業の実施に関する業務

二 総合競技場の施設等の利用の許可等に関する業務

三 第十八条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務

四 総合競技場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

五 前各号に掲げる業務のほか、教育委員会が総合競技場の管理上必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

一 総合競技場の事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、総合競技場の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、総合競技場の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

四 事業計画の内容が、総合競技場の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、総合競技場を最も効果的に管理することができることを認め、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

（指定等の告示）

第七条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 前条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第八条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 総合競技場の管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たつて保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 総合競技場の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十八条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 総合競技場の管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、総合競技場の管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十条 教育委員会は、総合競技場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十一条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十九条から第二十一条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十九条から第二十一条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

別表中「別表(第十一条関係)」を「別表(第十八条関係)」に、「使用」を「利用」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に三重県営総合競技場の使用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県営総合競技場条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県営総合競技場条例(附則第五項において「新条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

三重県営鈴鹿スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年六月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十号

三重県営鈴鹿スポーツセンター条例の一部を改正する条例

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例（平成四年三重県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「庭球場」の下に「多目的広場」を加える。

第三条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第三条 スポーツガーデンの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事、出納長並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてスポーツガーデンの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

第十三条を削り、第十二条を第二十五条とする。

第十一条の見出しを（利用料金の取入）に改め、同条第一項中「前条第一項の規定によりスポーツガーデンの管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十八条とし、同条の次に次の六条を加える。

（利用料金の納入）

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりスポーツガーデンの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（原状回復義務）

第二十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったスポーツガーデンの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第二十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりスポーツガーデンの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、スポーツガーデンの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第八条から第十条までを削る。

第七条の見出し中「使用者等」を「利用者等」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「スポーツガーデンの施設等の保全その他」を削り、「使用者」を「利用者」に改め、「関係者」の下に（第二十三条において「利用者等」という。）を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用の制限等）

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六 公益上必要があると認められるとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、スポーツガーデンの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したスポーツガーデンの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

第六条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用する権利を」を「スポーツガーデンの施設等を利用する権利を他人に」に改め、同条を第十五条とする。

第五条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「使用」を「利用」に、「教育委員会」を「あらかじめ指定管理者」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

第五条第二項中「教育委員会は、」を「指定管理者は、その利用が、」に、「与えない」を「与えないことができる」に改め、同項第一号中「あるとき」を「あると認められるとき」に改め、同項第二号中「施設等」を「スポーツガーデンの施設等」に、「あるとき」を「あると認められるとき」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「設置目的に反する」を「管理上支障がある」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

第五条第三項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「施設等」を「スポーツガーデン」に改め、同条を第十四条とする。

第四条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条中「使用時間」を「利用時間」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「ときは」の下に「、教育委員会の承認を受けて、」を加え、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（休業日）

第十三条 スポーツガーデンの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

第三条の次に次の八条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 スポーツガーデンの施設等の利用の許可等に関する業務
- 三 第十八条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 四 スポーツガーデンの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、教育委員会がスポーツガーデンの管理上必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 スポーツガーデンの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、国民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、スポーツガーデンの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、スポーツガーデンの効用を最大限発揮できるものであり、国民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 四 事業計画の内容が、スポーツガーデンの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、スポーツガーデンを最も効果的に管理することができると思つたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(指定等の告示)

第七条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 前条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
  - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第八条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 スポーツガーデンの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たつて保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 スポーツガーデンの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十八条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 スポーツガーデンの管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、スポーツガーデンの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十条 教育委員会は、スポーツガーデンの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十一条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十九条から第二十一条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十九条から第二十一条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

別表中「別表(第十一条関係)」を「別表(第十八条関係)」に、「使用」を「利用」に改め、同表に次の一表を加える。

- 四 スポーツガーデンの多目的広場

施設

区 分	単 位	金 額(円)
多目的広場	一時間につき	一、〇〇〇

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定及び別表に第四号の表を加える改正規定は平成十七年九月一日から、附則第五項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に三重県宮鈴鹿スポーツガーデンの使用の許可を受けている者に係る利用料金につい

ては、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の三重県宮鈴鹿スポーツガーデン条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県宮鈴鹿スポーツガーデン条例（附則第五項において「新条例」といつ。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（準備行為）

5 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行つことができる。

三重県宮松阪野球場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年六月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

### 三重県条例第六十二号

#### 三重県宮松阪野球場条例の一部を改正する条例

三重県宮松阪野球場条例（昭和五十年三重県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第二条 野球場の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」といつ。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、三重県教育委員会（以下「教育委員会」といつ。）が指定するもの（以下「指定管理者」といつ。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事、出納長並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主として野球場の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」といつ。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行つ業務の範囲）

第三条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 野球場の施設等の利用の許可等に関する業務
- 二 第十七条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 三 野球場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

四 前三号に掲げる業務のほか、教育委員会が野球場の管理上必要と認める業務第四条中「野球場の管理」を「この条例の施行」に、「三重県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第二十四条とする。

第三条の次に次の二十条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第四条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 野球場の事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）

第五条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、野球場の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、野球場の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 四 事業計画の内容が、野球場の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿つた管理を安定して行つために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、野球場を最も効果的に管理することができることを認め、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

（指定等の告示）



第六条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 前条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
  - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 知事は、第十七条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。
- (協定の締結)

第七条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 野球場の管理に関する事項
  - 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
  - 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
  - 四 管理の業務を行うに当たつて保有する個人情報の保護に関する事項
  - 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 野球場の管理の業務の実施状況及び利用状況
  - 二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績
  - 三 野球場の管理の業務に係る経費の収支状況
  - 四 前三号に掲げるもののほか、野球場の管理の業務の実態を把握するために必要な事項
- (業務状況の聴取等)

第九条 教育委員会は、野球場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて随時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十八条から第二十条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十八条から第二十条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(利用時間)

第十一条 野球場の施設等の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(休業日)

第十二条 野球場の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。

- 一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(次号において「休日」という。)である場合を除く。)
- 二 休日の翌日(この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。)
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(利用の許可)

第十三条 野球場の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
  - 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- 一 野球場の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第二号に規定する暴力団をいう。第十六条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
- 三 前三号に掲げる場合のほか、野球場の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、野球場の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

（利用権の譲渡及び転賃の禁止）

第十四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、野球場の施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転賃してはならない。

（利用者等に対する指示）

第十五条 指定管理者は、野球場の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十一条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

（利用の制限等）

第十六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六 公益上必要があると認められるとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、野球場の管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した野球場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用料金の収入）

第十七条 指定管理者は、野球場の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

（利用料金の納入）

第十八条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）

第十九条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第二十条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により野球場の施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（原状回復義務）

第二十一条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第一百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなつた野球場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第二十二条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により野球場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を原に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十三条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、野球場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

別表を次のように改める。

別表（第十七条関係）

区 分	金 額（円）
入場料を徴収しない場合	一、八〇〇
入場料を徴収する場合	七五、〇〇〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に三重県宮松阪野球場の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県宮松阪野球場条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県宮松阪野球場条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 4 新条例第二条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

三重県宮ライフル射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年六月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十三号

三重県宮ライフル射撃場条例の一部を改正する条例

三重県宮ライフル射撃場条例（昭和五十一年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第二条 射撃場の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事、出納長並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主として射撃場の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第三条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 射撃場の施設等の利用の許可等に関する業務
- 二 第十七条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 三 射撃場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 四 前三号に掲げる業務のほか、教育委員会が射撃場の管理上必要と認める業務

第四条中「射撃場の管理」を「この条例の施行」に、「三重県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第二十四条とする。

第三条の次に次の二十条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第四条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 射撃場の事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

(指定管理者の指定)

第五条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、射撃場の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、射撃場の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 四 事業計画の内容が、射撃場の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、射撃場を最も効果的に管理することができることを認められたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(指定等の告示)

第六条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 前条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
  - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 知事は、第十七条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第七条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 射撃場の管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たつて保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払つべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 射撃場の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 射撃場の管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、射撃場の管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第九条 教育委員会は、射撃場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第十八条から第二十条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十八条から第二十条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(利用時間)

第十一条 射撃場の施設等の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要が

あると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(休業日)

第十二条 射撃場の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。

- 一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(次号において「休日」という。)である場合を除く。)
- 二 休日の翌日(この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。)
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(利用の許可)

第十三条 射撃場の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 射撃場の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第一号に規定する暴力団をいう。第十六条第一項第四号において同じ。)の利益になると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、射撃場の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、射撃場の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十四条 前条第一項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、射撃場を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者等に対する指示)

第十五条 指定管理者は、射撃場の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者(第二十二條において「利用者等」という。)に対し必要な指示をすることができる。

(利用の制限等)

第十六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六 公益上必要があると認められるとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、射撃場の管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した射撃場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第十七条 指定管理者は、射撃場の施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第十八条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第十九条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第二十条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により射撃場の施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第二十一条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなつた射撃場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第二十二条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により射撃場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を原に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十三条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、射撃場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

別表を次のように改める。

別表(第十七条関係)

区 分	金 額 (円)	
	基本料金	超過料金
個人利用	四〇〇	一〇〇
専用利用	一八、〇〇〇	四、五〇〇

備考 一 専用利用とは、施設等を一括して利用する場合をいう。

二 基本料金とは、個人利用にあつては利用開始後二時間までの料金を、専用利用にあつては午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの各四時間当たりの料金をいう。

三 超過料金とは、基本料金の単位となつた時間を超えて利用する時間一時間(一時間に満たない時間は、一時間とする)当たりの料金をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に三重県営ライフル射撃場の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の三重県営ライフル射撃場条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県営ライフル射撃場条例(次項において「新条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

4 新条例第二条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行つことができる。

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年六月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十四号

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例

三重県立鈴鹿青少年センター条例(昭和六十年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「施設の使用及び」を「施設及び設備等(以下「施設等」という。)の利用並びに」に改め、同条第三号中「教育委員会」を「三重県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 青少年センターの管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号、以下「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事、出納長並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主として青少年センターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 青少年センターの施設等の利用の許可等に関する業務
- 三 第十七条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 四 青少年センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、教育委員会が青少年センターの管理上必要と認める業務

第六条中「青少年センターの管理」を「この条例の施行」に、「三重県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第二十四条とする。

第五条の見出しを「利用料金の収入」に改め、同条第一項中「前条第一項の規定により青少年センターの管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に、「施設（設備を含む。）の使用」を「施設等の利用」に改め、同条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十七条とし、同条の次に次の六条を加える。

（利用料金の納入）

第十八条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）

第十九条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第二十条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により青少年センターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（原状回復義務）

第二十一条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった青少年センターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第二十二条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により青少年センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十三条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、青少年センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第四条の次に次の十二条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 青少年センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、青少年センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、青少年センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

- 四 事業計画の内容が、青少年センターの施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、青少年センターを最も効果的に管理することができると思われるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(指定等の告示)

第七条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 前条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
  - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 知事は、第十七条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第八条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 青少年センターの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 青少年センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 青少年センターの管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、青少年センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十条 教育委員会は、青少年センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十一条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第十八条から第二十条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十八条から第二十条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(休業日)

第十二条 青少年センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。

- 一 毎月の第一月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」といふ。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(利用の許可)

第十三条 青少年センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。



- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
  - 二 青少年センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十六条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
  - 四 青少年センターの管理上支障があると認められるとき。
  - 五 前各号に掲げる場合のほか、利用の目的が青少年センターの設置目的に反すると認められるとき。
- 3 指定管理者は、青少年センターの管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

（利用権の譲渡及び転貸の禁止）

第十四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、青少年センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用者等に対する指示）

第十五条 指定管理者は、青少年センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十二條において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

（利用の制限等）

第十六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
  - 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
  - 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
  - 四 暴力団の利益になると認められるとき。
  - 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
  - 六 公益上必要があると認められるとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、青少年センターの管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した青少年センターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

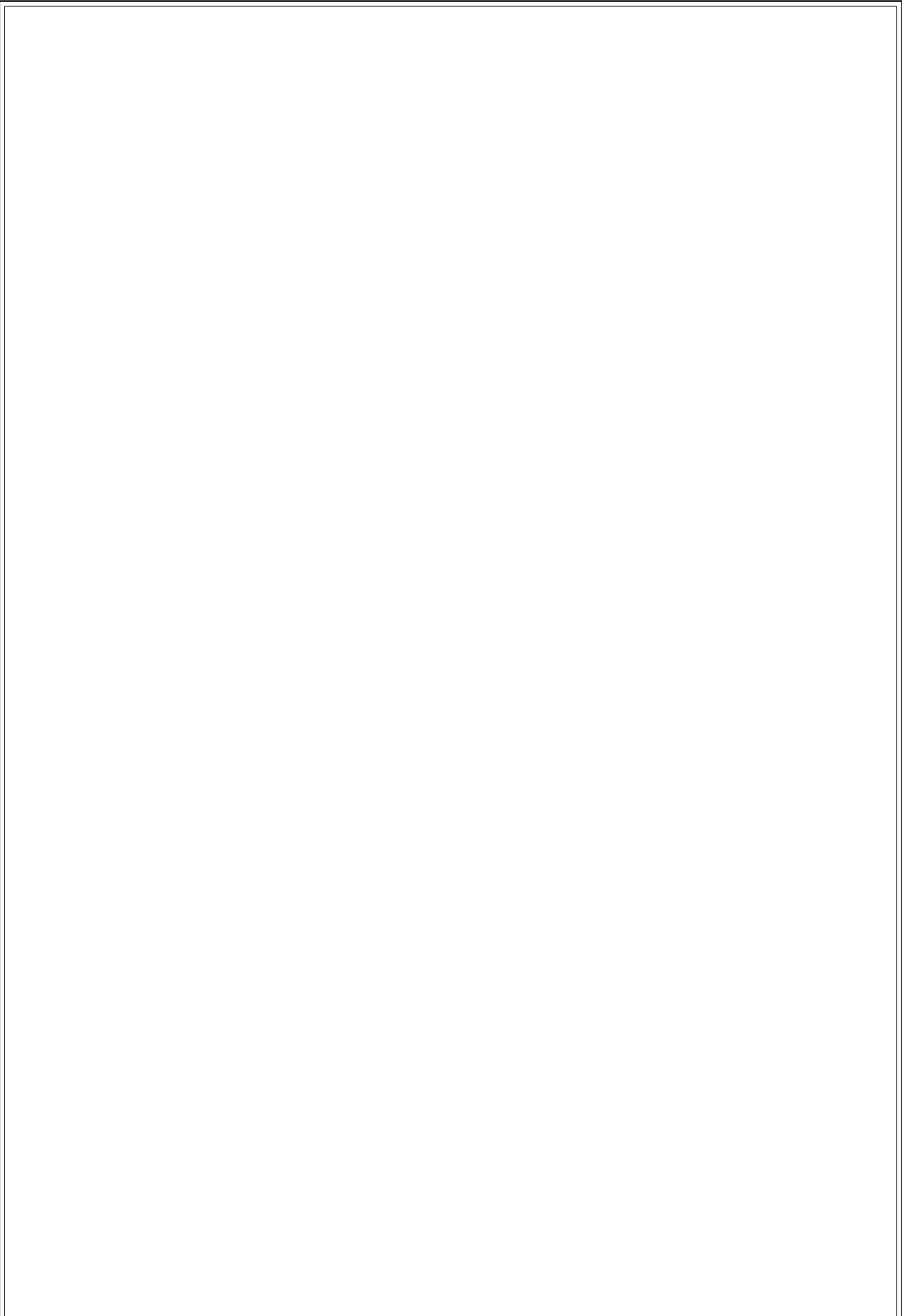
別表中「別表（第五条関係）」を「別表（第十七条関係）」に、「使用」を「利用」に改め、同表の一の表区分の欄中「並びにそれらの引率者」を削り、同表の二の（一）の表に備考として次のように加える。

備考 単位となつている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に三重県立鈴鹿青少年センターの使用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。
  - 3 この条例の施行前に改正前の三重県立鈴鹿青少年センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県立鈴鹿青少年センター条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- （準備行為）
- 4 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。



発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
森田印刷株式会社